

随意契約の結果の公表

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課(地方機関) の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度鳥根県働き盛り世代の胃がん検診精密検査受診勧奨モデル事業	R6.5.23	公益財団法人鳥根県環境保健公社 (松江市古志原1丁目4番6号)	2,270,715	第167条の2第1項第2号	当該業務を委託できるのは以下の理由から(公財)鳥根県環境保健公社のみであるため。 ・鳥根県内の75歳未満の人口の約4割は全国健康保険協会(協会けんぽ)の加入者であり、(公財)鳥根県環境保健公社が実施している事業所健診のほとんどが協会けんぽからの受託であること。 ・(公財)鳥根県環境保健公社は、全県で年間2000箇所以上の事業所から健診を受託しており、豊富なノウハウやデータをもっていることから、県が指示した方法でのデータの集計や分析が可能であること。	-	-	健康推進課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度食肉中の残留動物用医薬品検査業務委託	R6.5.10	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社 出雲市斐川町上直江1932番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	左記会社は、平成18年7月に食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や法第13条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っている。また、同会社は、法第26条第3項による国の命令検査やそれ以外の自主的な検査に関して多くの実績がある。 左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から30数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。また、「鳥根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。 以上の条件を備えた委託先は左記会社以外にない。	-	-	薬事衛生課	単価契約 予定調達総額: 1,928,850円
						-	-		
						-	-		
鳥根県食品衛生業務管理システムのJava切替対応業務委託	R6.5.31	株式会社 ハイエレコン 広島県広島市西区草津新町1丁目21-35	5,321,800	第167条の2第1項第2号	本業務は運用中のシステムの改修に係るものであり、業務を適切に実施できる業者は、システムの開発及び保守管理を行っている左記会社しかない。	-	-	薬事衛生課	
						-	-		
						-	-		